

## 会津若松市入札参加停止等措置基準

(平成 25 年 3 月 22 日決裁)

(最終改正 平成 30 年 3 月 19 日)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、本市の発注に係る契約（以下「本市契約」という。）の適正な履行を確保するため、有資格業者（会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 16 年会津若松市告示第 90 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）に対する入札参加停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第 2 条 有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる入札参加事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

2 前項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人又は再委託先（以下「下請負人等」という。）があることが明らかになったときは、当該下請負人等について、元請負人又は受注者の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

3 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

4 入札参加停止業者を構成員に含む共同企業体については、当該入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第 3 条 有資格業者の行為が、別表各号の入札参加停止事由の 2 以上に該当したときは、当該各号に定める入札参加停止期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該入札参加停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の入札参加停止期間が 1 か月に満たない場合にあつては、1.5 倍）の期間とする。

(1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の入札参加停止事由に係る入札参加停止期間満了後 1 か年を経過するまでの間（入札参加停止期間を含む。）にそれぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の入札参加停止事由に該当することとなったとき。

(2) 別表第 2 第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 8 号までの入札参加停止事由

に係る入札参加停止期間の満了後 10 か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 8 号までの入札参加停止事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号に定める入札参加停止期間の短期より短い期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため別表各号に定める入札参加停止期間の長期を超える期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の長期の 2 倍まで延長することができる。
- 5 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項、次条及び別表各号に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。
- 6 入札参加停止中の有資格業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例）

第 4 条 第 2 条第 1 項の規定により入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合の事実を否認していたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 5 号又は第 6 号に該当したとき。
- (2) 別表第 2 第 4 号から第 8 号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する違法行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第 2 項に規定する違法行為をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第 2 第 4 号又は第 5 号に該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該

関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第8号まで該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 有資格業者が別表第2第4号又は第5号に該当する場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、入札参加停止の期間が別表第2第4号又は第5号に規定する期間の短期を下回るときは、前条第3項の規定を適用する。

(入札参加停止期間の承継)

第4条の2 入札参加停止期間中の有資格業者から事業譲渡その他の組織変更により入札参加資格を承継する者は、当該入札参加停止措置を承継するものとする。

(入札参加停止の公表)

第5条 この基準により入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を市のホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在
- (4) 入札参加停止期間
- (5) 入札参加停止理由

(入札参加停止には至らない事由に関する措置等)

第6条 本市契約に関し、有資格業者が別表各号の入札参加停止事由に至らないが必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 前項の規定による警告を受けた有資格業者に対し、別表第2第15号の入札参加停止事由に係る入札参加停止を行った後、同一行為が同号以外の入札参加停止事由に該当するに至った場合は、同号以外の事由により入札参加停止を行うことができる。ただし、この場合の入札参加停止期間は、同号により課した入札参加停止期間を除いた期間とする。

(入札参加停止に係る報告等)

第6条の2 有資格業者は、本市契約の履行に当たり、別表各号に定める入札参加停止事由に該当する事案が発生した場合は、速やかに文書により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を怠った場合又は遅滞した場合で、別表各号の入札参加停止事由に該

当したときは、停止措置の期間の短期をそれぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とすることができる。ただし、停止措置の期間は最長36か月とする。

3 課長（会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）第2条に規定する課長をいう。）は、その分掌する事務に関し、別表各号に定める入札参加停止事由に該当するおそれのある事由が発生したとき、又は前条の規定による入札参加停止措置に至らない事由に関する措置が必要と認めるときは、速やかに文書により、この基準を所掌する課の長に報告するものとする。

（基準によりがたい場合）

第7条 前項までの規定に定めるもののほか、この基準によりがたい場合は、会津若松市入札契約審査会において審議するものとする。

（入札参加停止の通知）

第8条 有資格業者の入札参加停止等の措置を決定したときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当の理由があるときは、これを省略することができる。

（制限付一般競争入札への参加の制限）

第9条 入札参加停止中の有資格業者について、市が発注する制限付一般競争入札の入札日時点において当該入札参加停止期間を満了していない場合には、当該入札への参加資格を付与しない。

（指名競争入札の指名の制限）

第10条 入札参加停止中の有資格業者を、本市契約の発注に当たり指名してはならない。

2 指名通知日から入札日までの間において、別表各号に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当したときは、当該指名を取り消すものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りでない。

（下請等の禁止）

第12条 入札参加停止期間中の有資格業者が、市発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。また、入札参加停止期間中の有資格業者が本市契約の契約保証人となることを承認してはならない。

（その他）

第13条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準の廃止)
- 2 会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準（平成 10 年 5 月 28 日決裁）は廃止する。  
(経過措置)
- 3 有資格業者が、この基準の施行の日前にした行為により別表各号に該当することとなる時の入札参加停止の期間の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この基準の施行の日の前に、入札参加停止事由の原因となる事実があり、同日以後に当該事実が確認された場合の入札参加停止措置は、なお従前の例による。

別表第 1 事故等による基準

入札参加停止事由	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 本市契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（粗雑の程度が軽微であると認められるものを除く。）又は工事成績（会津若松市工事成績評定要領（平成 16 年 2 月 20 日決裁）に基づく評定をいう。以下同じ。）が不良のとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 本市の区域内における、本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3</p>

<p>失により履行を粗雑にし、かつ、粗雑の程度が重大であると認められるとき。</p>	<p>か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>6 本市の区域内における一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(関係者事故)</p> <p>7 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>8 本市の区域内における一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(経営状態の不安定)</p> <p>9 有資格業者が手形交換所による取引停止処分を受けるなど経営不振の状態に陥り、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営状態が安定したと認められるまで</p>

別表第2 贈賄、不正行為等による基準

入札参加停止事由	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が市の区域外の他の公共機関（ただし、一般役員等の場合は、北海道、東北各県の地域内に限る。）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から6か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3か月以上9か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から3か月以上6か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 本市契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2か月以上12か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	

<p>6 本市契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 市の区域内の他の公共機関の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 市の区域外の他の公共機関の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 2か月以上3か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>9 市発注の工事に関し、建設業（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>10 前号に掲げるもののほか、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>



<p>13 入札執行事務に関して非公表としている情報（契約後に公表するものにあつては、開札終了時まで）を入手するため、本市職員に聞き出す行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>14 本市契約に関し、入札参加停止事由に至らないが、市から書面による警告を發せられてから1か年を経過するまでの間に、再度書面による警告の対象となる事由に該当したとき。</p>	<p>当該認定をした日から24か月</p> <p>当該認定をした日から1か月</p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>15 次のいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報等があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者が、会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」をいう。）であると知りながらこれを下請負契約又は再委託契約の相手方としたとき。</p> <p>(2) 有資格業者が、本市契約の履行に当たり、暴力団員等と知りながら、当該者から資材、原材料を購入し、又は当該者の保有する産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p> <p>(3) 有資格業者が、入札及び契約の履行に際し、暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本市及び警察に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月以内</p> <p>当該認定をした日から12か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間</p>
<p>(実態調査)</p> <p>16 有資格業者の事業所を現地調査により確認した結果、事業所として認定し得る要件を満たしていないと認められるとき又は正当な理由なく当該調査に協力しなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月を経過し、かつ、事業所の要件を満たした</p>

	と認められた日又は入札参加登録が取り消された日まで
--	---------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準の廃止)
- 2 会津若松市工事等入札参加者入札参加停止基準（平成 10 年 5 月 28 日決裁）は廃止する。  
(経過措置)
- 3 有資格業者が、この基準の施行の日前にした行為により別表各号に該当することとなる時の入札参加停止の期間の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この基準の施行日の前に、入札参加停止事由の原因となる事実があり、同日以後に当該事実が確認された場合の入札参加停止措置は、なお従前の例による。